# 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則 （昭和五十年文部省令第三十二号）

#### 第一条（選定の申出）

文化財保護法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

###### 一

選定の申出に係る伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の名称

###### 二

保存地区の決定年月日

###### 三

保存地区の所在地及び面積

###### 四

保存地区の保存状況

###### 五

保存地区内の伝統的建造物群の特性

###### 六

保存地区の保存計画

###### 七

その他参考となるべき事項

#### 第二条（添付資料等）

前条の選定申出書には、次に掲げる資料、図面及び写真を添えなければならない。

###### 一

保存地区の位置及び範囲を示す図面

###### 二

保存地区の保存計画に係る図面

###### 三

保存地区の概況を示す写真

###### 四

その他参考となるべき資料

# 附　則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）の施行の日（昭和五十年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。